

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	渥 美 誠	
出席	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出席	副 会 長	山 田 臣 一	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	堀 田 守	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	飯 田 勝	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	服 部 鉄 男	
出席	委 員	後 藤 和 子	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	清 水 利 泰	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	滝 川 豊 彦
課長補佐（事務担当）	小 島 邦 孝
主 任（事務担当）	若 松 孝 志
主 事（事務担当）	溝 口 雅 也

進行要領

発言者	内 容
<p>事務局長</p>	<p>1. 開催日時 令和2年2月20日(木) 午前9時00分から午前9時31分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人)別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(0人)別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第3条関係取消願</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人)別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 小島邦孝 主任 若松孝志 主事 溝口雅也である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和2年2月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p>

事務局長

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は15名中15名で、定足数に達しておりますので、只今より2月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 5番 飯田 勝 委員

議席番号 8番 加藤 博由 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第33号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	8件
議案第34号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件
議案第35号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	9件
決定第11号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	16件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・	11件
	2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・	1件
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・	2件
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	7件
	2. 農地法第3条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	3件

会長

それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。なお、議案番号5番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号5番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。

《関係委員 退席》

それでは、議案番号 5番 の説明をお願いします。

事務局	<p>《事務局説明》（5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、議案番号5番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 5番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請 5番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号 1番から4番、6番から8番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番から4番、6番から8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 1番から4番、6番から8番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請1番から4番、6番から8番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて家族3人で生活しております。現在、通勤用の普通自動車や、農作業用の軽トラックなどは近くの土地を借りて駐車していますが、土地の所有者から駐車場を返却するよう求められており、大変困っています。自宅の敷地は狭く、車を置くスペースは無く、物干し場としてのスペースも十分に取れないため、自宅に近く駐車場や、洗濯物干し場としても利用できる土地を探しましたが条件に合う土地を見つけることはできませんでした。今般の申請にて、自宅前の自分が所有する農地を、駐車場及び物干し場として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地にて家族4人で生活しております。現在の住居は、昭和30年代に建てられたもので、老朽化が激しく、今の間取りでは使い勝手も悪いため、建て替えようとしたところ、年老いた母は、このまま住み続けたいと希望したため、建て替えを断念しました。しかし、今のままでは、プライバシーの確保が難しく、私たち夫婦と子どもが生活できないため、隣接地に農家住宅を建築したいと考えました。今般の申請にて、自宅に隣接する自分が所有する農地を、農家住宅として利用する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第34号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請9件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

《事務局説明》

(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成14年に名古屋市で会社を設立し、一般貨物自動車運送業を営んでいます。事業も順調に推移し、仕事量も増え、管理する車両も年々増えている状況です。しかし、現状は名古屋市中川区に営業所、あま市に自動車置場があり、仮眠する場合は、乗用車で中川区の営業所まで行く必要があり、大変効率が悪く困っています。更に、平成29年からは愛西市のガソリンスタンドの跡地を購入し、駐車場として利用しているため、従業員の管理や防犯面でも苦勞しております。現状の打開策として愛西市の土地に、営業所や倉庫、仮眠室などの必要な施設を建設し、また、駐車場を車両基地として統合したいので、今般の申請にて、隣接する申請地を買い受け、駐車場として利用する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成16年に農事組合法人を愛西市内に設立し、水稻のオペレーターとして約34haの農地を借りて農業経営を行っています。事業も順調に推移し、トラックやトラクターなどの大型車両を多数保有しています。これまでは、近隣の駐車場を借りるなど、分散して保管していましたが、駐車場の貸主から契約を打ち切りたいとの相談があり、大変困っています。また、農機具を分散して保管すると盗難などの恐れもあることから、農機具とトラックなどの車両をまとめて管理することができる場所を探したところ、法人の理事が所有する農地を貸しても良いとの承諾を得ることができました。今般の申請にて、法人が所有する農業用施設に隣接する申請地を借り受け、農機具置場及び駐車場として利用する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅に妻と子供の4人で生活しております。子供が成長するに連れて家財道具も増え、現在のアパートは大変手狭な状態です。妻と相談し、生まれ育った土地に住居を構えたいと考えるようになりました。私たちは不動産を所有していないため、いくつかの不動産屋をあたり、雑種地や既存宅地を探しましたが条件に合う土地を見つけることができませんでした。住宅建築をあきらめかけていたところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。今般の申請にて、父が所有する実家近くの申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成11年に認可を受けた地縁団体です。愛西市佐折町内の4地区、129世帯で構成されています。これまで、地域の総会や自治会の活動は寺院の本堂を借りるなどして行っていましたが、お寺の行事と重なることもあり、大変不便です。また、高齢者が会議に出席する場合も、駐車場がないことも問題となっています。話し合った結果、地区のほぼ中心に位置する申請地に集会所を建設することが一番望ましいということになりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、地区集会所及び駐車場を建設する計画です。

事務局	<p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では112枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地し、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では332枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H130cm)で囲い、地表面につきましては整地し、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では180枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきましては整地し、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成19年に会社を設立し、愛西市内に事業所を置き、上下水道工事、配管工事業を行っています。事業も順調に推移し、平成29年に資材置場などを整備することができました。しかし、建設需要は年々増加しており、配管工事に必要な土砂や、土木工事に必要な道路工事看板などの資材を保管するスペースが不足しています。資材の盗難の問題もあり、事務所に近い場所で管理したいと考えて、周辺の雑種地などを探しましたが条件に合う土地を見つけることはできませんでした。そんな折、自社が所有する資材置場の隣接地を譲っていただけることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場として利用する計画です。</p> <p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では200枚のパネルを設置し、総事業費は約〇〇万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H120cm)で囲い、地表面につきましては整地し、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。</p> <p>以上、9件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第35号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請9件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から16番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第11号の農地利用集積計画につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から16番、全体筆数52筆、面積は46,047㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受入人となって利用権設定された筆数は23筆、19,560㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受入人は7名の方々に、合計29筆、面積は26,487㎡でございます。内容につきましては、作物は水稻、れんこんでございます。公告年月日は2020年2月28日、契約開始年月日は2020年3月1日でございます。権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から11番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、11件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上、1件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の証明願を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第3条関係取消願 1番から3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、取消事由を朗読及び説明)以上、3件の取消願を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>

会長

これをもちまして、2月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時31分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和2年2月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 5番委員 飯 田 勝

議事録署名者

議席番号 8番委員 加 藤 博 由